

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 国見町（以下「町」という。）は、福島県中通り地方北部に広がる信達平野の北部に位置し、その立地条件を生かして果樹、野菜、水稻を組み合わせた生産性の高い複合経営を主体とする農業生産を展開している。今後とも、複合型農業経営を担い手農家の中心作型として振興する。また、水稻を中心に経営規模の拡大を志向する農家と果樹、野菜を主体とする集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農用地の賃借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。さらに、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農業地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

しかしながら、原発事故により放射性物質で汚染された農地の除染や放射性物質の吸収抑制対策の実施、さらには農作物のモニタリング検査の実施等による安全性の確認や風評払拭に向けて県内外でPRを展開し、町農作物も回復基調にあるが、継続した取組が必要な状況にある。

2 町の農業構造については、昭和40年代から農業の機械化などの省力化により生じた余剰労働力が農業と他産業との大幅な所得格差により他産業へ流出したため兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農用地の資産的保有傾向はあるものの、農業従事者の高齢化とともに、安定兼業農家などから規模拡大志向農家への農地の流動化が進みつつあり、今後、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

3 町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり380万円、個別経営体480万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1、

800時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの農業経営が町の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざす。

また、本町農業の持続的な発展を図るため、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、地域の話し合いに基づき地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項の規定による地域計画をいう。以下同じ。）の実現に向けて、計画の見直しを推進するとともに、将来にわたり地域の中心となる経営体として位置づけられる担い手の確保を図る。

4 町は、将来の町の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、町は、農業委員会、農業協同組合、福島県県北農林事務所伊達農業普及所（以下「農業普及所」という。）等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、国見町地域農業再生協議会（以下「町協議会」という。）を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の町協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している農業委員などによる掘り起こし活動を強化して農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて、農用地の面的集積による一層の規模拡大や分散錯ほの解消に向けた農用地の集約を進める。

また、農用地の利用集積を進めるに当たっては、スマート農業や低コスト化のための技術の導入及び農地整備事業等と連動させながら推進する。さらに経営所得安定対策等を積極的に活用しながら、主食用米と飼料用米、加工用米等の非主食用米や麦、大豆、そば、飼料作物、園芸作物等の生産を組み合わせた効率的な経営の確立を目指す。

地域における話し合いに基づいた地域計画により将来の農地利用の姿を明確にし、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）及び法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者（以下「認定新規就農者」という。）等の担い手への農用地の利用集積・集約化を加速するほか、農地整備事業の活用によるほ場の大区画化やスマート農業等の先進技術の導入を推進し、経営規模の拡大と生産性の向上を図る。

さらに、このような農用地の貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農用地の貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約型の経営展開を助長するため、農業普及所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入及び生産拡大のための機械化や施設化等生産基盤の整備を一層推進する。さらに、労働負担軽減のための省力生産技術の導入及び安定的な雇用確保に資する地域の労働力補完システムの確立等を推進する。

また、農業生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた農業生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、構成員の意向や経営の実態、体制が整ったものについては法人化への誘導を図る。

特に、農林統計上の中山間地域である地域は、農用地の一体的管理を行う主体として農用地利用改善組合等の活動強化により、地区内生産組織の育成を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と地域の合意に基づき、担い手を中心に、小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等の多様な経営体等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めている。

くこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ、制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 町は、町協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を農業普及所の協力を受けつつ行う。

特に、大規模経営を目指す農業経営体等が、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、同指導チームの下に日本政策金融公庫の参画を仰ぎつつ、農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営のさらなる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

町の過去5年（令和2年～令和6年）の新規就農者は14人であり、従来からの基幹作物である水稻・果樹の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

- (1) に掲げる状況を踏まえ、町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

福島県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農

業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間400人を踏まえ、町においては年間2人の当該青年等の確保及び地域おこし協力隊（農業部門）についても年間2人の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人の協力を継続して求めていく。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には効率的かつ安定的な農業経営の所得目標60%（中山間地域の場合55%）に達していることを目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面についてはくにみ農業ビジネス訓練所、農業普及所や農業協同組合等が重点的な指導・研修を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心となる経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 推進する取組

ア 認定農業者の育成

地域における話し合いに基づいた、地域計画により、将来の農地利用の姿を明確にし、認定農業者等の担い手への農用地の利用集積・集約化を加速し、農地整備事業の活用によるほ場の大区画化やスマート農業等先端技術の導入等を推進し、経営規模の拡大と生産性の向上を図る。

イ 法人化の推進

企業的経営管理の実施や就業条件の整備、経営継承等の支援と併せて、法人化を促し、新規就農者（雇用就農）の受け皿ともなる経営体を育成する。

ウ 新規就農者の確保・育成

農業への理解促進や就農情報の発信を進め、くにみ農業ビジネス訓練所や研修受入農家において幅広い分野での実践研修及び内容の充実を図る。

エ GAPの推進

持続可能な農業経営を確立するため、食品安全、環境保全、労働安全等に配慮したGAPの認証取得に向けた取組を推進する。

オ 集約型農業経営の推進

生産性を高めるため、生産基盤を機械化・施設化し、労働負担を軽減する。また、地域の合意に基づいた持続的な営農システムによる農業の振興・発展に向けて活動を支援する。

カ スマート農業の推進

省力化・効率化や収量・品質の向上に向けて、ロボット、AI、IoTなどの先端技術の活用を進める。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1. 農業経営の指標の例

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、町における主要な経営類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

(農業経営の指標の例)

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の態様等 |
|-------|---|---|---------------------------------------|--|
| 果樹単一 | 〈作付面積等〉 もも 0.8ha 桜桃 0.1ha りんご 0.2ha かき 0.4ha (あんぼ柿2t) 〈経営面積〉 1.5ha | 〈資本装備〉 スピードスプレーヤー 1台 草刈機(自走式) 1台 揚水ポンプ 1台 トラクター 1台 雨除けハウス 1式 高所作業車 1台 | ・複式簿記記帳の実施により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 | ・家族経営協定の締結に基づく給料制休日の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 |
| 果樹+水稻 | 〈作付面積等〉 もも 0.7ha すもも 0.2ha かき 0.6ha (あんぼ柿3t) 水稻 0.5ha 〈経営面積〉 2.0ha | 〈資本装備〉 育苗機セット 1式 スピードスプレーヤー 1台 トラクター 1台 田植機 1台 高所作業車 1台 | ・複式簿記記帳の実施により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 | ・家族経営協定の締結に基づく給料制休日の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 |
| 果樹+水稻 | 〈作付面積等〉 もも 0.6ha かき 0.4ha (あんぼ柿2t) 水稻 0.5ha 水稻受託 4.0ha 〈経営面積〉 5.5ha | 〈資本装備〉 育苗機セット 1式 スピードスプレーヤー 1台 トラクター 1台 田植機 1台 自脱コンバイン 1台 乾燥機 1台 | | |

| | | | | | | |
|--------------|-------------------|-------|-----------|----|---|--|
| 野菜+果樹 +水稲 | 〈作付面積等〉 | | 〈資本装備〉 | | ・複式簿記記帳 の実施により 経営と家計と の分離を図る ・青色申告の実 施 | ・家族経営協定の締結 に基づく給料制休日 の導入 ・農繁期における臨時 雇用従事者の確保 |
| | きゅうり(露地) | 0.2ha | トラクター | 1台 | | |
| | かき (あんぼ柿 2.5t) | 0.5ha | ブロータキャスター | 1台 | | |
| | 水稲 | 0.5ha | 自走防除機 | 1台 | | |
| | 水稲受託 | 6.0ha | 育苗機セット | 1式 | | |
| | 〈経営面積〉 | 7.2ha | 田植機 | 1台 | | |

[組織経営体]

(農業経営の指標の例)

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の態様等 | | |
|------------------------|---------|---------|---|--|-----------|----|
| 水稲単一 (主たる従 事者3名) | 〈作付面積等〉 | | ・複式簿記記帳 の実施により 経営と家計と の分離を図る ・青色申告の実 施 | ・家族経営協定の締 結に基づく給料制 休日の導入 ・農繁期における臨 時雇用従事者の確 保 | | |
| | 水稲 | 25.0ha | | | トラクター(大型) | 2台 |
| | 水稲受託 | 35.0ha | | | 自脱コンバイン) | 2台 |
| | | | | | 乾燥機(43石) | 6基 |
| | | 育苗器セット | 1式 | | | |
| | | 田植機(8条) | 2台 | | | |
| | 〈経営面積〉 | 60.0ha | 粃摺機 | 1台 | | |

2. 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標

| | |
|------|---|
| 生産方式 | <p>(1) 指標達成のための技術等</p> <p>ア 水 稲 (ア) 担い手への農用地の利用集積による規模拡大や農業機械・施設の共同利用、農作業受委託を進めるとともに、直播栽培等の省力・低コスト生産技術を拡大する。</p> <p>(イ) 良食味米を安定生産するため、地域条件に適した品種の導入や、ライスセンター等基幹施設を利用する。</p> <p>(ウ) 主食用米の需要動向を的確にとらえ、用途別需要等に応じた品種構成とするとともに、需要に即した多様な米づくりを進める。</p> <p>(エ) 飼料用米、加工用米等の非主食用米やWCS用稲等の生産を拡大し、水田作経営の安定化を図る。</p> <p>イ 大豆・ (ア) 需用者が求める品質とロットを確保するため、団地化及び そば 機械化を進める。</p> <p>(イ) 安定した収量・品質を確保するため、輪作や土づくりを実施するとともに、特に水田作では排水対策を徹底する。</p> <p>ウ 野 菜 (ア) 育苗及び収穫・調製作業の分業化や雇用労力活用により、 規模拡大を進める。</p> <p>(イ) 省力、高品質安定生産及び出荷時期拡大のため、施設化や温度、かん水、施肥、防除作業等の機械・設備の導入による管理作業の省力化、自動化を進める。</p> <p>エ 果 樹 (ア) 薬剤散布は、スピードスプレーヤーの共同利用を進め、も も・りんごは、性フェロモン剤及び天敵等の利用により、環境と共生する農業に取り組む。</p> |
|------|---|

| | |
|---------|---|
| | <p>(イ) 栽培の省力化、高品質安定生産、規模拡大を図るため、 も、りんごでは、樹種により低樹高栽培、摘果剤利用、人工 受粉のための受粉機や養液受粉、訪花昆虫等の導入を進め る。また、光センサーによる共選出荷を進める。</p> <p>(ウ) 労働力不足を解消するため、労働力調整システムの活用 により雇用労力の確保を図るとともに、農地の有効な活用と集 積を推進する。</p> <p>(エ) 自然災害や重要病害虫を防ぐため、防風ネット等の導入を 進める。</p> <p>オ 花 き (ア) 収穫・調製作業の労力分散のため、作型の分化を図る。</p> <p>(イ) 育苗の分業化、多収生産方式の導入、施設回転率の向上等 により、生産性の向上を図る。</p> <p>(ウ) 定植・防除・出荷調製作業の機械化を進めるとともに、省 力的な品種の導入や肥効調節型肥料等の利用により、省力か つ効率的な作業体系の実現を図る。</p> <p>カ 畜 産 (ア) 土地の利用集積や遊休農地の活用を積極的に進めるととも に、高性能機械の導入により飼料生産の効率化を図る。</p> <p>(イ) 耕畜連携のもと飼料用米、稲WC Sの活用により経営安定 化と飼料自給率の向上を図る。</p> <p>(ウ) 省力的な品種の導入や肥効調節型肥料等の利用により、省 力かつ効率的な作業体系の実現を図る。</p> <p>(エ) ふん尿処理については、良質なたい肥生産に努め、耕種農 家との連携により、地域におけるたい肥利用を促進し、有効 資源の循環を図る。</p> <p>カ 共 通 (ア) 複合経営については、計画的な作目・作型の組合せを進め、 作業の平準化を図る。</p> <p>(イ) 放射性物質濃度を把握することにより、放射性セシウムの 基準値を超過した食品の流通を回避し、農畜産物の安全性の 確保を図る。</p> <p>(2) ほ場の大区画化、農用地の集積及び規模拡大</p> <p>ア 効率的な作業が可能となるようほ場の大区画化を進める。</p> <p>イ 農地中間管理事業の活用や土地利用調整活動等により、農用地の利用集積・ 集約や経営の規模拡大を図る。</p> |
| 経営管理の方法 | <p>(1) 簿記記帳を実施し、経営の把握・管理を行うとともに、経営の合理化を進める。 また、青色申告を実施する。</p> <p>(2) 経営分析に基づく改善計画を立て、その実践にあたる。</p> <p>(3) 家族経営については、経営管理を充実強化し、また、生産組織については、経</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>営の高度化・効率化を図り、熟度の高いものから法人化を進める。</p> <p>(4) 合理的な経営管理を行うため、経営体内の役割を明確にする。</p> <p>(5) 経営体質を強化するために自己資本の充実を図る。</p> <p>(6) 経営管理能力の向上を図るため、経営研修会等へ積極的に参加するとともに、各種支援制度等の情報収集に努める。</p> <p>(7) 小規模な農業経営、生きがい農業を行う高齢農業者等と農用地や労働力について、相互にメリットが享受できるよう調整する。</p> <p>(8) 経営体に対しては、積極的なGAPの認証取得に取り組み、食品安全、労働安全、環境保全等に配慮した経営の実践を推進する。</p> |
| 農業従事の態様 | <p>(1) 個別経営体</p> <p>ア 配偶者や後継者がそれぞれの役割を明らかにし、経営の発展を図るため、家族経営協定を締結し、労働時間の設定や休日制等の就業環境を整備する。</p> <p>イ 快適な労働環境づくりを進めるとともに、農作業機械等の取扱いを熟知する等により農作業事故の防止に努める。</p> <p>ウ 計画的な作業と雇用者の確保等により、適正労働に努める。</p> <p>(2) 組織経営体</p> <p>ア 給料、就業時間等の就業規則の作成、保険制度の活用、トイレや休憩室の完備、作業衣の支給など、就業条件を整備する。</p> <p>イ 作業環境の改善、作業姿勢の改善など、労働環境を整備する。</p> <p>ウ 効率的な農作業のための労働設計や雇用者の安定的確保のための情報を整備する。</p> |

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示した目標を可能とする農業経営の指標として、町及び周辺市町村で新たに農業経営を営もうとする青年等の主要な経営類型については、第2の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標に準ずるものとする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

農産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、福島県農業経営・就農支援センター、農業普及所、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、国見町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 町が主体的に行う取組

町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業普及所や農業協同組合、福島県農業経営・就農支援センターなど関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに国見町が主体となって、国、県、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携して国見町新規就農者定住支援協議会を設立し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議

の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の作成を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

町は、国、県、農業委員会、農業協同組合、福島県農業経営・就農支援センター等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ①農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ②個々の集落（地域計画の策定区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努める。

福島県農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標

| 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標 | 備考 |
|---|----|
| <p style="text-align: center;">65%</p> <p>なお、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、面的集積を図ることが求められていることから、農地中間管理事業等を活用しながら、上記面積の割合目標の達成により利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。</p> | |

(注)

- 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標」は、地域における担い手（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営）の農用地利用面積（所有面積、借入面積及び特定農作業受託面積の合計面積。）の割合の目標である。
- 2 目標年次は令和13年度末とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

町の平坦部では、水稻、果樹を主体とする土地利用型農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んでいるが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手のさらなる規模拡大が停滞している。

また、中山間部においては果樹を主体とする土地利用型農業を展開しているが、平坦部に比し、農地の利用集積は進んでいない。

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び将来の農用地利用の姿

今後更に人口の減少や農業従事者の高齢化等による経営転換や離農が急速に進行し、農用地所有者からの農用地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農用地の利用集積・集約化を円滑に進めるためには、担い手が経営する農用地における面的集積を促進し、農作業の効率化等を図ることによって農用地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

(3) 将来の農用地利用の姿を明確化した地域計画の実現に向けた取組及び関係機関及び関係団体との連携等

将来の農用地利用の姿を明確化した地域計画の実現を図るため、以下の施策を推進することとする。

なお、そのために関係機関等との間で農用地に係る情報の共有化を進めるとともに、町関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構及び農業普及所等による連携体制のもと、農地に係る情報の共有化を図る。

〔地域計画の実現を図るための施策〕

| 施策名 | 地区名 | 実施予定年度 | 施策の概要 |
|----------|-----|---------|--------------------------|
| 農地中間管理事業 | 全地区 | 平成27年度～ | 農地中間管理機構を経由した農地の利用権設定の支援 |

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

町は、福島県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開などの特徴を十分踏まえ、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業等を行う。

- ① 第18条の協議の場の設置、第19条に規定する地域計画の策定・変更その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ②農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成・確保を促進する事業
- ⑤新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑥その他農

業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 中山間地域等直接支払制度取り組み地区においては、制度を有効に利用しつつ農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の発生防止に努める。

さらに、町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう、指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第18条の協議の場の設置、第19条に規定する地域計画の策定・変更その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 第18条の協議の場の設置

① 開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、町の広報誌への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

② 開催方法

協議する内容に応じて開催方法をあらかじめ定めておく。

③ 参加者

農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の地域マネージャー、土地改良区、県、その他の関係者とする。

④ 協議すべき事項

協議の場において、地域農業の将来像や農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤ 相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を町産業振興課に設置する。

(2) 第19条に規定する地域計画の策定・変更

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定め、情勢の推移により必要が生じたときは地域計画の見直しを行う。その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関する事項

町は、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置、地域計画の策定・変更を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施の促進をする。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明

らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第6-1号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。
- ② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
 - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程をインターネットの利用により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業

経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（4）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等の申出及び農作業の委託あっせん等の手続きに関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）について、（5）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（5）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（5）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勸奨等

① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が

行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地において、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするもの（以下「団体等」という。）が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときは、それぞれの組織の役割に応じて、当該団体等の主体性を尊重しながら、その団体等の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合等が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他の農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの

促進

- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

- (2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん、農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受委託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

また、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業協同組合等の農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境を図る。

- 4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体や農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

くにみ農業ビジネス訓練所、福島県農業経営・就農支援センターや農業普及所、農業協同組合などと連携しながら、県内外での就農相談会に定期的に参加し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップ、地域おこし協力隊(農業部門)等の受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けるなど、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

町が主体となつてくにみ農業ビジネス訓練所、福島県農業総合センター、農業短期大学校や農業普及所、農業委員、指導農業士、農業協同組合と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために町新規

就農者交流会やあつかし農友会への参加を促すとともに、町認定農業者協会との交流の機会を設ける。また、国見まちづくり株式会社や町協会とも連携して、直売所等への出荷のためのアドバイスを行うなどして生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、地域直売ネットワークへの加入の仲介及び当該ネットワークの交流の促進、国見まちづくり株式会社や農業協同組合が運営する直売施設等への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営発展支援事業、経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の作成を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、くにみ農業ビジネス訓練所、福島県農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については、くにみ農業ビジネス訓練所、福島県農業総合センター、農業短期大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては、くにみ農業ビジネス訓練所、農業普及所、JA組織、町認定農業者会や指導農業士等、農地の確保支援については、農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 町は、県営ほ場整備事業の完了による農業生産基盤整備の充実に伴い、水田

の整備が行われた町全体を対象として、ライスセンター、育苗センターの整備拡充、農業近代化施設の整備を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通し、望ましい経営の育成を図ることとする。ほ場整備事業実施地区において行われている田畑輪換実施の集団的な土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて、農用地の利用集積、とりわけ面的集積による効率的な作業単位の形成等、望ましい経営の展開に資するよう努める。

ウ 町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制

① 事業推進体制等

町は、町議会、農業委員会、農業普及所、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、福島県農業経営・就農支援センター、農用地利用改善団体、その他の団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係各機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、町協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、令和7年10月29日から施行する。